

～日本学生支援機構～

家計急変採用（給付型）、緊急・応急採用（貸与型）

募集のお知らせ

以下の災害に遭った世帯の学生に対して、家計急変採用（給付型）、緊急・応急採用（貸与型）の案内がありました。この奨学金の申請を希望する方は、学生支援部経済支援担当(黒髪キャンパス全学教育棟⑥窓口)まで申し出てください。

※申請期限は、家計急変採用は事由発生日から『3ヶ月以内』、緊急・応急採用は、災害救助適用日から『1年以内』です。各種証明書類等の準備が必要です。期限に余裕をもって申請してください。

対象者：「災害救助法適用地域」において被災した世帯の学生

- 新たに奨学金を借りたい方
- 現在借りている奨学金に追加したい方

例) 学資負担者の住む家屋が被災し、学資負担者の支出が増大した。

学資負担者が勤める会社が地震により営業停止となったことで収入が減った。

※上記はあくまでも例です。対象となるかどうかの相談も受け付けます。

※上記が証明できる書類の提出を求めます。

災害の種類	災害救助法適用日	災害救助法適用地域 ※掲載のURLより対象地域をご確認ください	貸与始期			申請期限 (学内締切り)
			緊急採用 (第一種奨学金)	応急採用 (第二種奨学金)	家計急変 (給付奨学金)	
1 大雪	令和3年1月7日	【以下HP参照】 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu_chiiki/genzai.html	2021年1月以降 で申込者の希望月	2020年4月以降 で申込者の希望月		2021年 12月上旬
2 地震	令和3年2月13日		2021年2月以降 で申込者の希望月	2020年4月以降 で申込者の希望月		2022年 1月上旬
3 火災	令和3年2月23日		2021年2月以降 で申込者の希望月	2020年4月以降 で申込者の希望月		2022年 1月上旬
4 地滑り	令和3年3月4日		2021年3月以降 で申込者の希望月	2020年4月以降 で申込者の希望月		2022年 2月上旬
5 火災	令和3年4月1日		2021年4月以降 で申込者の希望月	2021年4月以降 で申込者の希望月		2022年 3月上旬
6 大雨	令和3年7月3日 令和3年7月7日 令和3年7月10日		2021年7月以降 で申込者の希望月	2021年4月以降 で申込者の希望月	2021年7月以降 で申込者が希望する月	【緊急・応急採用】 2022年6月上旬 【家計急変】 2021年9月末

(注) 家計急変採用に申請し、採用された場合には、3ヶ月毎に所定の書類の提出が必要になります。

緊急・応急採用の貸与始期は、申請年度によって異なります。

緊急採用の貸与終期は、申請年度の3月までです。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出し、日本学生支援機構の承認を受けた場合は、次年度も継続貸与が可能です。詳細については、担当までお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆



熊本大学 学生支援部経済支援担当（全学教育棟1階⑥番窓口）

096-342-2129 / 2125 8:30～17:15（土・日、祝日除く。）

日本学生支援機構寄附金事業

「JASSO 災害支援金」のご案内

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行います。

《申請資格》 次の全てに該当する人。

- (1) 熊本大学に在学中の学部生、大学院生、別科生、専攻科生（外国人留学生を含む）。
- (2) 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ 本機構の奨学金や他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

◆支給額：10万円（返還不要）

◆申請期間・申請方法：申請を希望する人は、学生生活課経済支援担当までご相談ください。

（災害発生月の翌月から起算して6ヶ月を超えない期間に申請する必要があります。）

参考：令和3年7月災害発生の場合、令和4年1月14日（金）までに6回受付を行い、各回毎に対象者を推薦します。

◆問い合わせ先◆

熊本大学 学生生活課経済支援担当（全学教育棟1階⑥番窓口）

☎ 096-342-2129

8:30～18:15（土・日、祝日除く。）